

令和6年度

“赤い羽根”身近な地域の居場所づくり助成事業 実施要領

(“赤い羽根”地域福祉活動支援事業助成金交付要綱)

1 趣旨

地域で支えあう住民の福祉活動を支援するため、三島市内において「身近な地域の居場所づくり」に取り組む民間非営利の団体又はボランティアグループを対象に助成を行うものとし、その助成に関しては“赤い羽根”地域福祉活動支援事業助成金交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 対象となる団体

三島市内において「身近な地域の居場所づくり」に取り組む、次の(1)～(4)の要件を満たす団体。

- (1) 三島市社会福祉協議会に「居場所・サロン」として登録されている団体
- (2) 民間非営利の団体又はボランティアグループ
- (3) 継続的かつ計画的な活動を行う団体
- (4) 当該年度に三島市社会福祉協議会による他の助成金を受けていない団体
※営利法人、宗教法人、医療法人、学校法人、一般社団法人は対象外

3 対象となる活動

交流を目的とした活動で次の各号に掲げる要件を全て満たすもの。

- (1) 三島市内で行われる自主的かつ継続的な活動であること
- (2) 責任のある運営が行われていること
- (3) 利用料は無料又は実費程度であること
- (4) 誰もが安心して参加できる地域に開かれた居場所であること
- (5) 1回に5名以上の参加が見込まれること
- (6) 特定の者を対象としないこと
- (7) 月1回以上の頻度(1回あたりの開催時間が概ね1時間以上)で行うこと
- (8) 営業、営利、勧誘等を目的としないこと
- (9) 政治及び宗教に係る活動を行わないこと
- (10) 法令および公序良俗に違反しないこと

※住民の交流が目的ではなく、特定の趣味やスポーツなどに限定した習い事教室、サークル活動は対象外

4 助成金の対象となる経費

別表1のとおり。

5 助成金の対象とならない経費

人件費や旅費、入場料、弁当代、その他経費として不適切であると本会が判断したもの。※飲み物、菓子などは利用者負担が原則となるが、特別な理由がある場合や世代間交流の開催に関しては必要な範囲で認める。

6 助成対象期間

令和6年度内で実施するもの

7 助成金

次の(1)、(2)の合計額を助成金額とする。

(1)

活動頻度	助成金額(年額)
月1回	10,000円
月2回	20,000円
週1回以上	30,000円

(2)

世代間交流の実施	助成金額(年額)
居場所を拠点に、こどもから高齢者まで多くの世代が参加・交流できる企画を年1回以上実施。	10,000円

※実施しない場合、(2)の助成金は0円。

8 申請期間

令和6年6月3日(月)から令和6年6月28日(金)までとする。

9 申請方法

申請団体の構成員は次項の必要書類を三島市社会福祉協議会事務局(三島市南本町20-30)へ直接提出する。※郵送や代理による申請は受付不可とする。

10 申請に必要な書類

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)

- (4) 団体構成員名簿（様式 A-1）
- (5) 会則（ある場合）、その他事業の内容を確認できる書類等

11 助成金の交付決定

審査により、助成の可否及び助成金額を決定し、申請団体に結果を通知する。なお、助成金は予算の範囲以内での交付とする。

12 実績報告

助成が決定した団体は、令和 7 年 4 月 11 日（金）までに下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 完了報告書（様式第 6 号）
- (2) 実績報告書（様式第 7 号）
- (3) 収支決算書（様式第 8 号）

※本会職員は必要に応じて助成が決定した団体の支出状況を確認する。

※助成が決定した団体は領収証等の根拠資料を必ず保存しておかなければならない。

13 助成金の返還

本助成金を翌年度に繰り越すことはできない。

下記に当てはまる場合は、助成金全額を返還してもらう。

- (1) 申請事業を中止した場合
- (2) 申請及び報告内容が実際と大幅に異なる場合
- (3) 助成金の不正利用
- (4) 助成金で購入した備品等の譲渡、売却を行った場合

※この他、活動頻度や利用者数が下回っていた場合、経費が助成金額を下回っていた場合、差額を返還してもらう。

14 居場所に関する情報の公表

助成金の対象とする居場所に関する情報は、本会広報紙及びホームページにより広く公表する。

15 その他

本会職員は必要に応じて活動状況を確認するため活動場所を訪問する。